# 給与規定

（目　的）

第1条　この規程は、特定非営利活動法人フードバンク北九州ライフアゲイン（以下、「この法人」という。）就業規則第 15 条～第 18 条の賃金に関する事項を定めるものである。

（賃金の構成）

第２条　賃金の構成は、次のとおりとする。

（１）　基準内賃金

1　基本給

（２）　基準外賃金

1　各種時間外手当

2　通勤手当

3　特別な手当

（基本給）

第３条　基本給は、本人の経験、技能、職務遂行能力を総合的に勘案し、個人別に決定する。

２　職員の賃金は、本人の申告による時間帯、日数を労働契約書に定め、それをもって所定労働時間・労働日数を定める。

（普通残業手当等）

第４条　１日８時間を超えて労働した場合には、その超える時間につき通常支払われる１時間あたりの賃金額に２５％の割り増しをした普通残業手当を支払う。

２　法定労働時間内の所定労働時間外労働をした場合には、当該所定労働時間外労働時間につき、通常支払われる１時間あたりの賃金額を支払う。

３　１日８時間を超える労働が、午後１０時から午前５時の間に行われた場合には、その時間につき通常支払われる１時間あたりの賃金額に５０％の割り増しをした深夜残業手当を支払う。

（休日出勤手当等）

第５条　法定休日に勤務した場合には、その時間数につき通常支払われる１時間あたりの賃金額に３５％の割り増しをした法定休日手当を支払う。ただし、休日の振替をした場合にはこの限りではない。

２　法定休日以外の休日に勤務した場合には、通常支払われる１時間あたりの賃金額に２５％の割り増しをした休日勤務手当を支払う。

（深夜勤務手当）

第６条　午後１０時から午前５時までの間に労働した場合には、通常支払われる１時間あたりの賃金額の２５％の深夜勤務手当を支払う。

（通常支払われる１時間あたりの賃金額）

第７条　職員に通常支払われる１時間あたりの賃金額は、福岡県の定める最低賃金を下限として、労働契約に定める。

（通勤手当）

第８条　通勤に公共交通機関又は自家用車を利用する職員に対して、もっとも効率的かつ低廉な交通費と所定労働日数を加味して通勤に係る費用を算出し、通勤費として支給する。ただし、非課税限度額を上限とする。

２　入社及び住居を変更した場合には、通勤経路を法人に報告しなければならない。

（賃金の計算期間及び支払日）

第９条　賃金は、毎月月末日に締め切り、翌月５日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときはその翌営業日に支払う。

（賃金の支払いと控除）

第 10 条　賃金は、現金あるいは職員等の指定する金融機関の口座（証券総合口座を含む）に振り込むことにより支払うものとする。

２　次に掲げるものは、賃金から控除するものとする。

1）源泉所得税

2）住民税

3）健康保険（介護保険を含む）及び厚生年金の被保険者負担保険料

4）雇用保険料被保険者負担分

（昇給及び降給）

第 11 条　本人の技能、当法人の経営状態等により、昇給または降給を行うことがある。

２　昇給または降給は基本給について行うものとする。

（休暇等の賃金）

第 12 条　年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

（休業手当）

第 13 条　この法人の都合により職員に休業を命じた場合には、労働基準法第１２条に定める方法により計算した平均賃金の６０％の休業手当を支給する。

（一部就労した場合）

第 14 条　前条につき、一部労働し、その時間分の賃金が支払われた場合の計算については労働基準法に定めるとおりとする。

（不正受給者への措置）

第 15 条　職員が虚偽の届出をし、又は変更の届出を怠る等、不正に諸手当の支給を受けたとこの法人が認定した場合には、これを返納させ、あるいはこの法人が適当と認める期間、諸手当の全部又は一部を支給しない。

２　前項の場合における不支給期間は、不正受給額に達するまでの期間とする。

（改　廃）

第 16 条　この規程の改廃は、理事会の決議による。

付　則

この規程は、令和 3 年 7 月 31 日より施行する。